

施設管理に関する基本協定書

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 大洲市地域交流拠点施設しろしたテラス |
| 2 | 施設の位置 | 大洲市大洲 1 番地 5 |
| 3 | 指定期間 | 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで |
| 4 | その他 | |

上記の施設管理について、大洲市（以下「委託者」という。）と〇〇〇（以下「受託者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次のとおり基本協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この協定は、仮協定とし、委託者が議会の議決を経て、受託者を上記施設の指定管理者として指定することにより、当該指定の日に、上記事項及び次の条項を内容とする本協定が締結されるものとする。ただし、議会の議決が得られないときは、この協定は無効となる。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 大洲市大洲 6 9 0 番地の 1
 大洲市
 市 長 二 宮 隆 久

受託者

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、関係諸法令、大洲市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年大洲市条例第76号。以下「手続条例」という。）及び大洲市肱南地域交流センター条例（令和7年大洲市条例第26号。以下「施設条例」という。）に定めるもののほか、仕様書に従い、この協定を履行しなければならない。
- 2 委託者は、当該施設の管理運営に必要な情報、資料等を受託者に提供し、合理的な範囲で受託者に協力するものとする。
- 3 受託者は、当該施設の設置目的を理解し、その管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 4 この協定と仕様書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この協定、仕様書、の順にその解釈が優先されるものとする。
- 5 この協定の履行に関して委託者受託者間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この協定の履行に関して委託者受託者間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に規定されたものとする。
- 8 この協定における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この協定は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この協定に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この協定に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この協定の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第3条 受託者は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に委託者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(第三者による実施)

- 第4条 受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて受託者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して受託者が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用については、受託者が負担するものとする。

(情報管理)

- 第5条 受託者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び委託者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目

的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる施設及び物品等（以下「管理物件」という。）は、別紙のとおりとする。

- 2 受託者は、善良な管理者として管理物件を管理しなければならない。

（準備行為）

第7条 受託者は、指定期間の開始日（以下「指定開始日」という。）に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 受託者は、指定開始日に先立ち、委託者の承諾を受けて管理物件の視察を行うことができる。

（本業務の範囲等）

第8条 本業務の範囲等は、施設条例に定めるもののほか、仕様書に定めるとおりとする。

（本業務の範囲外の業務）

第9条 受託者は、当該施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 受託者は、自主事業を実施する場合は、委託者に対して業務計画書を提出し、事前に委託者の承諾を受けなければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾の際、自主事業の実施条件等を定めることができる。

（緊急時の対応）

第10条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講じるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、受託者は委託者と協力してその原因調査にあたるものとする。

（指定管理料の支払い）

第11条 委託者は、本業務実施の対価として、受託者に対して指定管理料を支払う。

- 2 前項の指定管理料は、各年度において締結する「指定管理料に関する協定」によるものとする。
- 3 受託者は、毎年4月10日までに、指定管理料の支払いに関する請求書を委託者に送付するものとする。
- 4 委託者は、前項の請求書を受領してから30日以内に受託者に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第12条 委託者及び受託者は、本業務の内容、実施条件等が変更された場合において、指定管理料の額が不相当と認められるときは、委託者受託者協議により指定管理料を変更することができる。

（利用料金）

第13条 受託者は、当該施設に係る利用料金を受託者の収入とし、収受することができる。

- 2 受託者は、利用料金を決定又は改定する場合においては、事前に委託者の承認を受けなけ

ればならない。

（業務報告書）

第14条 受託者は、毎年度決算終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した業務報告書を提出し、委託者の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況
- (2) 当該施設の利用状況
- (3) 料金収入の実績
- (4) 管理経費の収支状況等
- (5) 自主事業の実施状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委託者が指示する事項

2 受託者は、委託者が第23条から第25条までの規定に基づいて年度途中において受託者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

3 委託者は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、受託者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

第15条 委託者は、業務報告書の確認のほか、受託者による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入り、受託者に対して説明を求めることができる。

2 委託者は、受託者による業務実施が委託者の示した条件を満たしていない場合は、受託者に対して業務の改善を勧告するものとする。

3 受託者は、前項に規定する改善の勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（損害賠償等）

第16条 受託者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を委託者に賠償しなければならない。ただし、委託者が特別の事情があると認めたときは、委託者は、その全部又は一部を免除することができる。

（第三者への賠償）

第17条 本業務の実施において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

2 委託者は、前項に規定する損害について第三者に対して賠償した場合、受託者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（不可抗力発生時の対応）

第18条 天災等（仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者受託者双方の責めに帰すべきことができないもの（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、受託者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

2 施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要がある場合には、委託者は受託者に対して業務の変更等について協力を要請し、受託者はその要請に応えるものとする。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第19条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、受託者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面を持って委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで、委託者受託者協議により不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して受託者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で委託者が負担するものとする。

4 不可抗力の発生に起因して委託者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については委託者が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第20条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部が実施できなくなったと認められた場合、受託者は不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める義務を免れるものとする。

2 前項の場合において、委託者受託者協議のうえ、受託者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができる。

(業務の引継ぎ等)

第21条 受託者は、この協定の終了に際し、委託者又は委託者が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 委託者は、この協定の終了に先立ち、受託者に対して委託者又は委託者が指定する者による管理物件の視察を行うことができる。

(原状復帰義務)

第22条 受託者は、この協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、委託者にこれを空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者が認めた場合には、受託者は管理物件の原状回復は行わずに、別途委託者が定める状態で委託者にこれを空け渡すことができる。

(委託者による指定の取り消し及び業務の停止)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 受託者がこの協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(2) 受託者が委託者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 自らの責めに帰すべき事由により受託者からこの協定の解除の申出があったとき

(4) 受託者の代表者等が大洲市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書第1の各号に該当すると認められたとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が必要と認めるとき

2 委託者は、前項の規定に基づき指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を受託者に通知したうえで、次の事項について受託者と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定取り消しの要否

(3) 受託者による改善策の提示及び指定取り消しまでの猶予期間の設定

(4) 前3号に掲げるもののほか、委託者が必要と認める事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、受託者に損害、損失及び増加費用が生じても、委託者はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、委託者に生じた損害は、受託者が賠償の責めを負うものとする。

5 第1項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、委託者は、指定管理料の額の12分の1に相当する違約金を受託者に請求することができる。

(受託者による指定の取り消しの申出)

第24条 受託者は、次のいずれかに該当する場合、委託者に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

- (1) 委託者がこの協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 委託者の責に帰すべき事由により受託者が損害又は損失を被ったとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者が必要と認めるとき

2 委託者は、前項の申出を受けた場合、受託者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第25条 委託者又は受託者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができる。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、委託者は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項の取り消しによって受託者に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で委託者が負担することを原則として委託者受託者協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第26条 第21条及び第22条の規定は、第23条から第25条までの規定によりこの協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、委託者受託者が合意した場合はその限りではない。

(協定の変更)

第27条 本業務に関し、前提条件若しくは内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、委託者受託者協議のうえ、この協定の規定を変更することができる。

(疑義についての協議)

第28条 この協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、委託者受託者協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙 管理物件

1 施 設

施 設 名	構造・規模等	備 考
大洲市地域交流拠点施設 しろしたテラス	R C 1 階 建（地下 1 階） 延床面積 7 7 5 . 0 m ²	地下 1 階 カヌー艇庫 地上 1 階 (屋上)オープンテラス
駐車場(カヌー艇庫前)		

2 物品等

物 品 名	数 量	備 考
カヌー艇	2 0	
パドル	2 0	
ライフジャケット	2 0	

※その他詳細については、備品台帳による。